

漁業補償業務

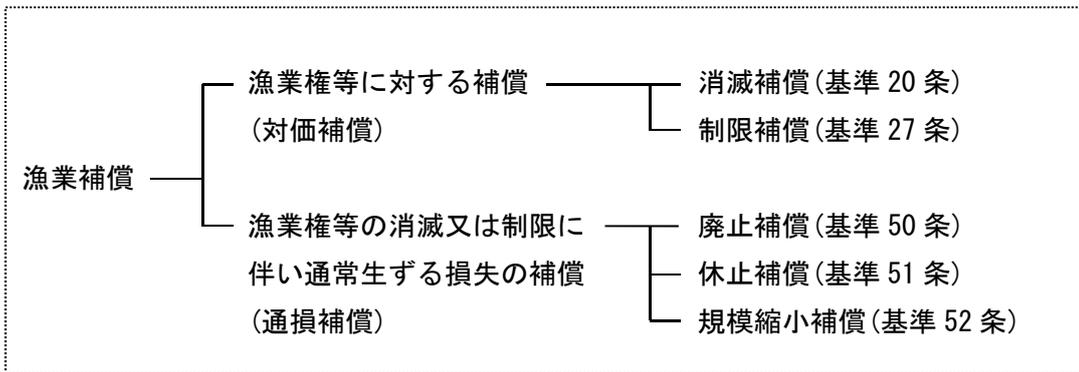
漁業補償については、漁業権利を行使することで得られる漁獲数量、魚価、漁業経営費等の調査及び専門家の判断などに多大な時間と労力が必要となります。

漁業補償は、補償コンサルタントの「営業補償・特殊補償部門」の業務です。

(1) 漁業補償の種別

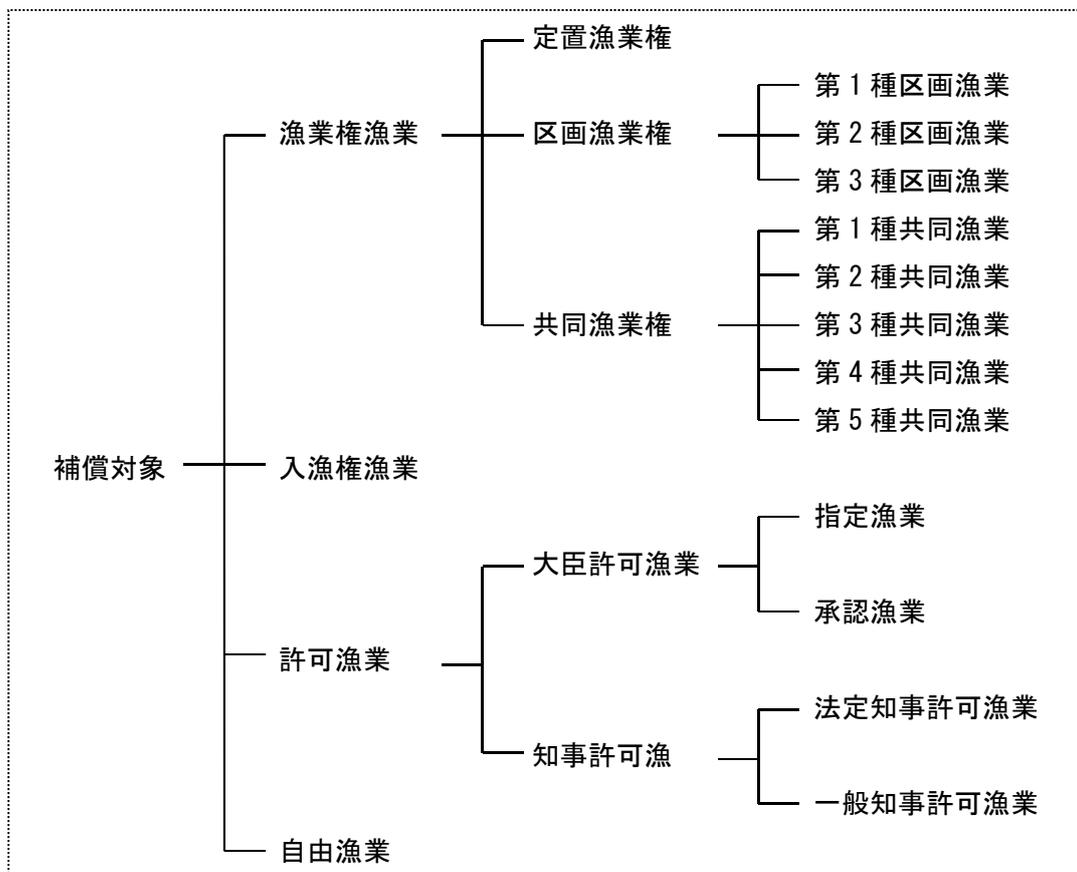
漁業補償には、

- ① 漁業権等が行使されている区域の全部又は一部について、永久又は一定期間その権利の行使が不可能になる場合の漁業権等に対する補償（対価補償）
- ② 漁業権等の消滅又は制限により、漁業経営上通常生ずる損失の補償（通損補償）があります。



(2) 対価補償の対象となる権利等

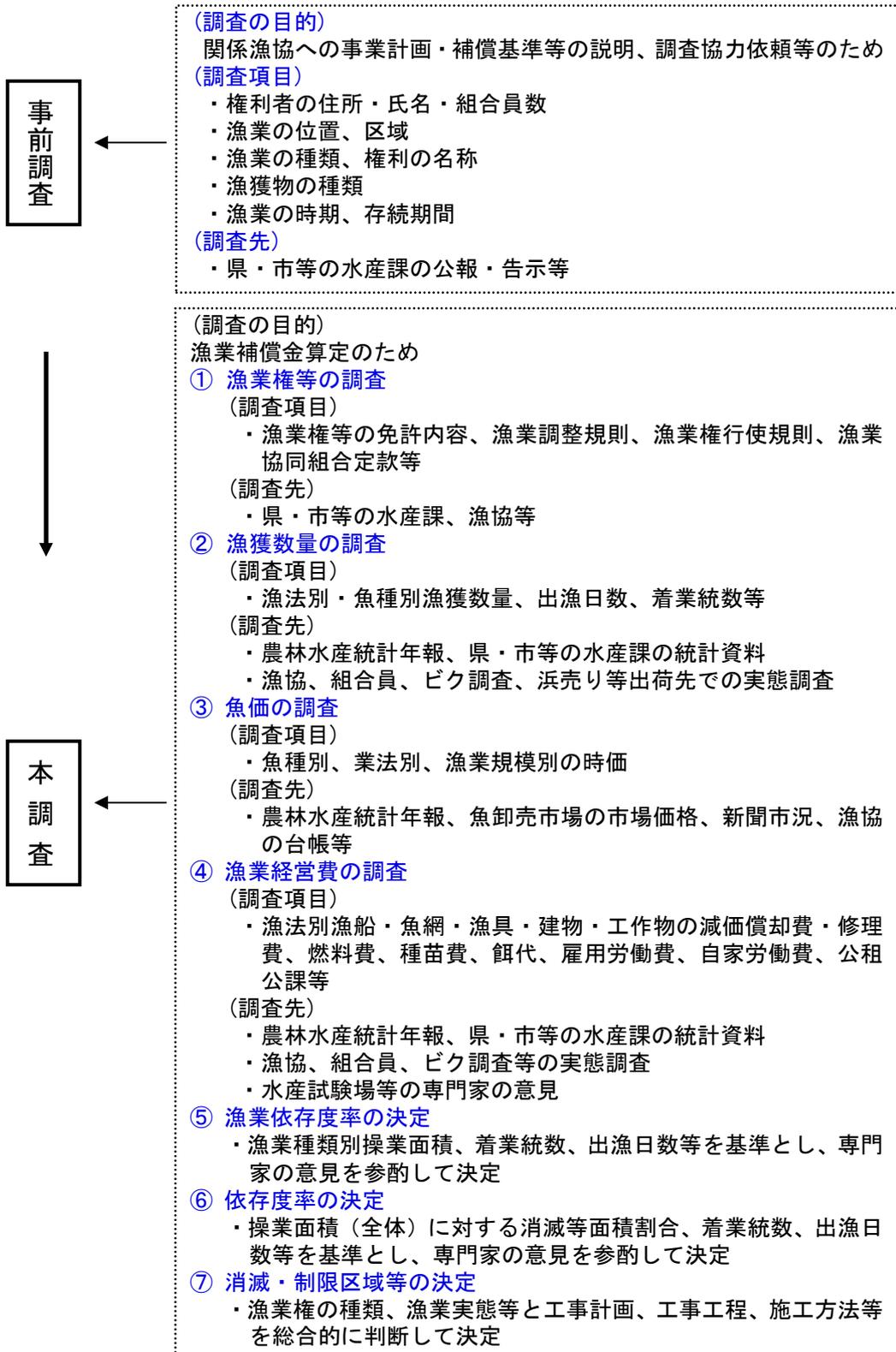
対価補償の対象となる権利・利益には下表のような種類があり、補償対象となる漁業がそのいずれに該当するかを調査する必要があります。



- ① 「漁業権」とは、知事の免許により、一定の水域（漁場）で一定の漁業を独占・排他的に営むことができる権利をいいます（漁業法第6条）。
- ② 「入漁権」とは、漁業権者（漁協又は漁連）との契約に基づき、他の漁業権者が有する一定の水域を共同で利用して漁業を営むことができる権利又は一定の区域内で、ふぐ、まだい、ぶり等の養殖業を営むことができる権利をいいます（漁業法第7条）。
- ③ 許可漁業とは、農林水産大臣又は知事の許可を受け、一定の水域で反復継続して漁業を営むことにより、経済的利益を長期間にわたり享受し権利にまで成熟した利益をいいます。
- ④ 自由漁業とは、行政の許可や免許は必要とせず、自由に漁業を行うことができるが、反復継続して漁業を営むことにより、経済的利益を長期間にわたり享受し権利にまで成熟した利益をいいます。

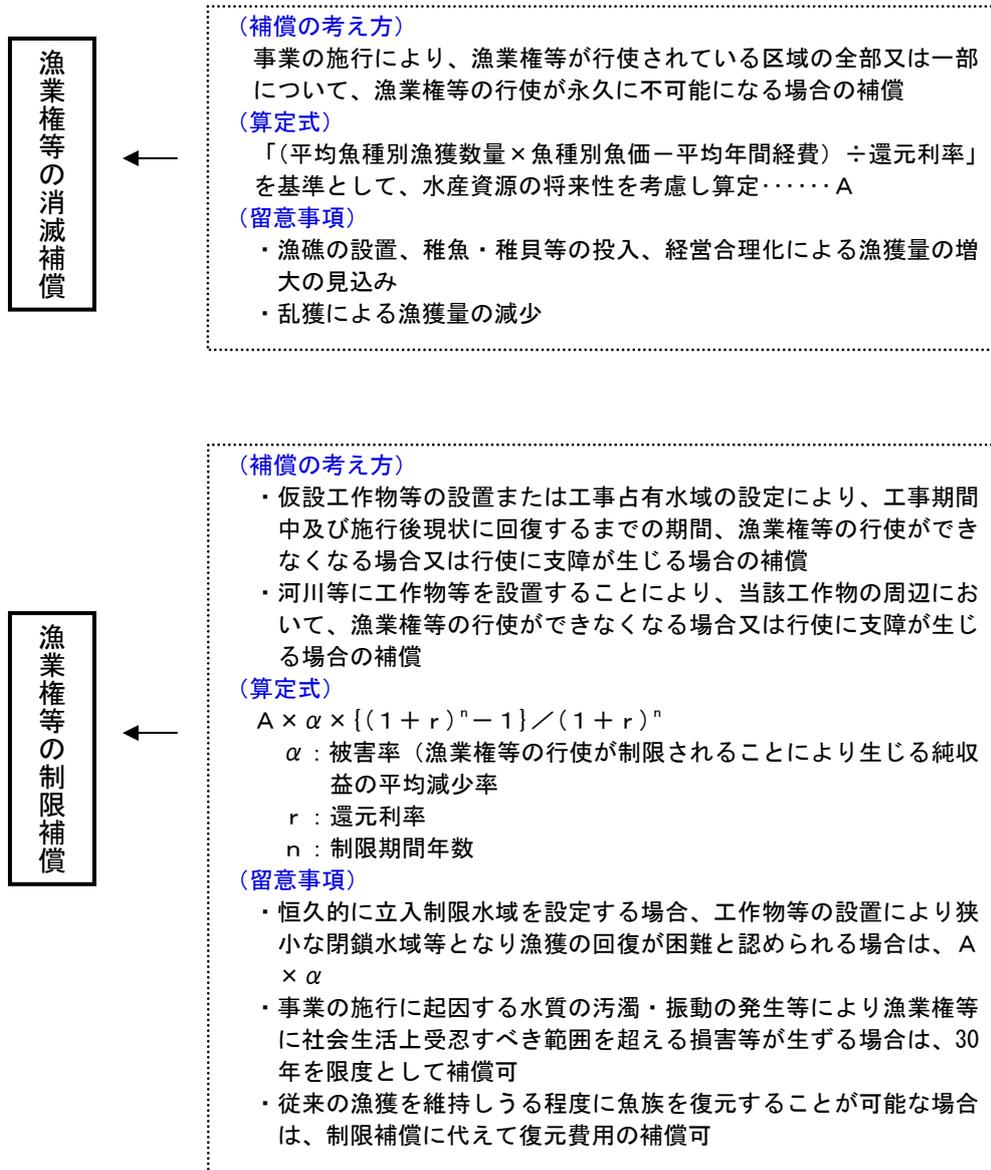
(3) 漁業補償調査

漁業補償の調査には、漁業協同組合等への事業計画や補償基準等の説明及び調査協力依頼等のための「事前調査」と、補償金算定のための「本調査」があります。



(4) 漁業権等に対する補償（対価補償）

漁業権等に対する補償（対価補償）には、「漁業権等の消滅補償」と「漁業権等の制限補償」があります。



(5) 漁業権等の消滅又は制限に伴い通常生じる損失の補償（通損補償）

漁業権等の消滅又は制限に伴い通常生じる損失の補償（通損補償）には、「漁業廃止補償」、「漁業休止補償」、「漁業規模縮小補償」があります。

